

第10回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成25年9月3日（火）18:00～20:00

■場所 釧路市交流プラザさいわい208号室

1 開会

2 議事

（1） 逐条検討

- ・『13.その他』『0.名称』『1.前文』『2.目的』『3.基本理念・原則』

（2） 第8回、第9回検討委員会の振り返り

3 その他

4 閉会

【配付資料】

- 資料 1 平成 2 5 年度自治基本条例検討委員会 委員意見要旨
- 資料 2 感想記入シートで寄せられたご意見
- 資料 3 感想記入シート
- 参考資料 1 帯広市まちづくり基本条例の適合状況等の検討に関する提言書（概要）
- 参考資料 2 帯広市まちづくり基本条例の見直しと今後の取り組みについて（抜粋）

【第 6 回配付資料】

- 資料 5 逐条検討用資料
- 参考資料 2 条文比較

平成25年度 自治基本条例検討委員会 委員意見要旨

※ 網掛けは第8回で紹介済の意見（第6・7回で出た意見）

分類		意見要旨
条例制定 の意義	『指針』との 関係	『市民と協働するまちづくり推進指針』との線引きはどう考えるべきか。『指針』があれば自治基本条例は必要ないのではないか。
		今、市民が『指針』を十分活かしているとは思えないので、『指針』を守り育てていく意識が大切。
		『指針』以外の仕組みも含めて網羅、体系化することが出来るし、市の内部要綱である『指針』と条例とでは、重みや認知度の点で違いが出る。
		『指針』の周知も行政ができる限りは行ったが、市民は関心を持っていない。自治基本条例を作っても市民には伝わらないのでは。
		『指針』は要綱に過ぎないために、年月の経過とともに形骸化し、市民に意識させるところまで繋がらなかったのだと思う。
		『指針』の策定時、市は力が入っていなかったように感じていた。自治基本条例をつくることで、市も本来の市民協働に本腰を入れて欲しい。
		条例と『指針』では職員の受け取り方が違う。市民も行政任せから抜け出す必要がある。自治基本条例を作り、職員の意識改革と市民の理解を促すべき。
		自治基本条例が目指すものは『指針』にも網羅されている。『指針』が実践されていないのに、条例を作って状況が変わるわけではない。
		一部の人が憲法として崇めても、実効性は生まれない。自治基本条例は必要ない。これによってみなが一丸となれるとは思えない。
		自治基本条例は必要。釧路の憲法として市民にも薦めるべき。関心の無い人はいるが、どこかが先頭に立って動かなければ、まちはよくなる。
		『指針』もできてから5年がたっている。現状に合わせた形で自治基本条例を作って、重みを持たせるとともに、他の条例の体系化を行うべき。
		自治基本条例が制定されても、結局『指針』と変わらないと思う。それよりは『指針』を市民に知らせ、育てていく対策を講じるべき。
	他の条例 との関係	分野ごとの個別条例が整っているのに、今あえて、自治基本条例を作る意義がわからない。
		自治基本条例で、分野ごとの個別条例も含めた市の施策全体をまとめて記載し、体系化することで市民にとってわかりやすくする効果がある。
		既存の個別条例と自治基本条例で、ある意味、規定が二重になるわけだが、市民に混乱は生じないのか。
		自治基本条例は原則的な理念、個別の条例は具体的な事項という役割の違いを整理して市民に示せば混乱は起きないものと思う。
	二元代表制 との関係	市政に参加するのは一部の市民に限られ、関心のないサイレントマジョリティの意思が反映されない問題が残る。現在の二元代表制との整合性がとれないのでは。
		住民投票制度で、一部の市民による恣意的な結果が出たときに、市長や議会が拘束されてしまう危険性がある。
		自治基本条例は、現行の地方自治の仕組みを覆す力はない。決定するのはあくまで市長や議会。それらを補完し活性化するためのもの。
		市民は雰囲気流されて判断することがある。知見を持つ議会も、市民の判断を否定することは難しく、事実上議会の権能が拘束されてしまうのでは。
		雰囲気流されることは国政選挙でも現に起こっている。直接・間接を問わず民主主義の暴走を防ぐためにも、多様な仕組みを組合せて使うことが大事。

分類		意見要旨
条項の内容	4.定義	「市民」は住民に限定すべき。（義務を負う住民と、負わない住民以外とは区別が必要。地方自治法の趣旨は尊重すべき。）
		「市民」は住民に限定せず、幅広く捉えるべき。（まちづくりに関わる人を増やし、釧路を活性化する。「市民」と「住民」の使い分け。）
		法体系から考えると、地方自治法と異なる独自の解釈はすべきではないと思うので、市民と市民等で使い分けるのが良いのでは。
		市民は一般的に個人を指すもので、団体まで含めるのは適当ではない。団体については他の条項で規定すればこと足りる。
	5.市民	市民の定義が決まれば自ずから範囲も決まるので、ことさら外国人に言及する必要はないのでは。
		特定の属性の市民について、独立した条項を設けるべきではない。全ての属性を同様に扱わなければならないと、收拾がつかなくなる。
		独立した条項を設けるべきという意味ではないが、なんらかの形で障がいを持つ人達の権利についての想いを反映できればと思う。
	7.議会・議員	自治基本条例は原則的な記載に留めておき、具体的な部分は議会基本条例に則して行うというスタイルがスッキリするのでは。
		わかりやすくするという観点からは、他の条例を引用する形は好ましくない。理念が損なわれなければ、議会基本条例と重複してもよいのでは。
		現行の議会報告会は継続するよう、自治基本条例の側でも情報公開を保障できる形になればよいと思う。
	8.コミュニティ	わかったつもりでわかっていない、という状況をさけるためにも「コミュニティ」という横文字は使うべきでない。
		コミュニティの核は町内会なので、組織率の低さを解消するよう、市民の加入を促すような条文案があればよいのだが。
		住民はコミュニティの中で暮らしており、活動しているコミュニティ組織にも責任があるということを明快な言葉で表して欲しい。
	9.情報公開・共有	情報共有については、市からだけでなく、市民からも地域の状況を市に提供することが大事で、良い言葉で明文化できればと思う。
		情報を共有するためには、市民も自分たちで情報を知る努力をするということを考えなければならない。
		情報共有を進めるには、行政側もパソコンの使用有無による情報格差と、関心がない人に対する情報提供を工夫する必要がある。
		帯広のように、あえて「説明責任」の条項を入れると、市民にとってわかりやすい形になるのではないか。
	10.市民参加・協働	他都市ではあまり例がないとしても、男女平等参画の条項は是非持つべきだと思う。
		まちづくりに参加する市民も、これまでの団体関係者だけではなく、幅広い一般の市民が参加できるように工夫しなければならない。
		普段の活動でも、無関心な人もいるが、関心のある人達は、積極的に真剣に考えている。そういう方々の声をまちづくりに活かせる仕組みが欲しい。
		小平市のように地方自治法の枠組みで住民投票が行われるのであれば、自治基本条例に住民投票の規定を入れることの意味がわからない。
		住民投票条例を制定し、議会の議決を経ずに住民投票を可能にすることで、市民と議会の意見が対立しても住民投票を実施できる利点がある。
	11.行政運営	外部評価は、内部評価だけでは陥りがちなマンネリ化・定式化を避ける効果がある。釧路市なりのやり方を検討して欲しい。
		行政と市民が対等になるためには外部評価こそ大事。行政評価がおざなりなものにならないよう、自治基本条例で外部評価の実施を明記すべき。
		行政評価は、評価結果を施策に反映することが大事なので、評価結果を施策立案に繋げることを自治基本条例に明記し、実務上もそうすべき。
		総合計画、予算編成、行政評価の有機的な結びつきが大事。それができなければ、行政評価の作業が増えるという弊害だけが残る。
		危機管理については、市長の役割だけでなく、市民の責任も明記すべき。市民協働というからには、それぞれに役割と責任があるはず。

分類		意見要旨
条項の内容	12. 条例の位置付け	条例同士に上下はないので、最高規範性を謳うことには疑問を感じる。
		厳密な意味の最高規範性は持たせられない。市民の合意形成や他の条例への理念の反映で「事実上持たせる」ことしかできない。
		自治基本条例は厳密な意味での最高規範ではないが、他の自治体では全市民的合意の積み上げと、確実な運用をもって、実質的な最高規範としている。
		法的な裏付けがないのであれば、混乱を招くので、最高規範という文言を使うべきではない。全市民的な合意を取る具体的な方法もないと思う。
		最高規範という文言自体も、実質的に裏付けるような規定も入れるべきではない。法体系との整合性がとれない。制定後に問題が出てくると思う。
		見直し条項を入れて、定期的実践の点検を行えば、条例制定後にお蔵入りになることが防げるのでは。中小企業基本条例を参考にすべき。
条例の実践 ・市民への周知		どうやって市民参加を促し、関心を高める努力をするのか。作文するのは簡単だが、実際は難しいのでは。
		市民参加を考える上で、この条例づくりの過程が大切。市民が参加できる環境をいかにつくっていくかを考える必要がある。
		サイレントマジョリティをどうまちづくりに取り込むかを考えなければならない。条例をつくる過程が、ある程度市民協働になる。
		条例を作る過程で、市民の意識を高めていくことが必要。議論がある程度まとまった段階で、市民周知のステップが必要。
		『指針』でさえ実践されていないのに、条例をどう市民に周知するか。町内会を通じての啓蒙が手法の一つとは思うので、町内会の強化が必要。
		条例の周知は、懇談会や講座のように顔が見える形で意見交換をする場が必要で、回数も大事。市役所任せにせず、我々委員も考えるべき。
		条例の全市民的周知は大切なので、自治基本条例を作ることになった場合は、他都市も参考にして、方法や工夫を考えて欲しい。
		条例を作るのであれば、作って終わりにならないよう、市民の身近に（例：手帳の作成）置かれる形をとるなど、情報提供の面で工夫が必要。
		条例を作ることになった場合、条例が出来た後にどう周知するかを考えるのではなく、条文の作成作業に市民を参加させるべき。
		市民には行政任せの意識が残っているが、人口や財政の状況と合わせて説明すれば「自分達のことは自分達で行う」ことも理解してもらえるのでは。

感想記入シートで寄せられたご質問（要約）

- 第9回検討委員会で議論になっていた、憲法の「最高法規」と、自治基本条例で書かれている「まちづくりの最高規範」という表現は、一般市民にとっては、意味が異なるように思いますが、法理論上は同じ意味と解釈するものなのでしょうか。考え方を教えてください。

（参考）

- 日本国憲法（抄）

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

FAX送信先：0154-22-4473

資料3

(釧路市都市経営課宛)

感想記入シート

第10回検討委員会（平成25年9月3日開催）	
※委員会の感想、 委員長への質問、 事務局への要望 等、自由に記入し てください。	

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp

帯広市まちづくり基本条例の適合状況等の検討に関する提言書（概要）

平成23年9月 帯広市まちづくり基本条例市民検討委員会

【市民検討委員会について】

- 趣 旨：施行後5年目を迎えた基本条例について、条例第24条に基づき、社会情勢などに対する各条項の適合状況等を、市民意見を聴いて検討するために設置
- 委 員：10名（学識経験者8名＋公募委員2名）
- 検討期間：4月下旬～8月下旬、9回の会議を開催

【検討の経過】

- 条文の内容や取り組み状況を点検し、今後必要な取り組みを議論
- とくに、市民参加や協働、情報共有などについて、重点的に検討
- ホームページやコミセンなどで検討状況を公開

点検結果と提言（今後必要な取り組み）

- 各条項とも、条文の内容に問題はない。各条項に基づく取り組みも概ね適切に実施されており、現段階では条文の見直しは必要ない。
- 条例に基づく取り組みの一層の充実に向け、以下のように「今後必要な取り組み」を提言。

参加機会の充実 （第7条）

- より幅広い市民が意見を出せるよう、様々な参加方法の活用が必要。また、市民がまちづくりに参加しやすい環境づくりが必要。
- 参加に関する情報の充実が大切であり、様々な情報伝達方法を活用して、情報を市民に効果的に提供することが必要。
- 市民生活に重要な政策の形成にあたり、参加の方法などに関する基準を設けるなど、市民参加を進める仕組みづくりが必要。

協働の推進、コミュニティ活動 （第8～9条）

- 協働に関する情報をわかりやすく周知することが必要。
- 幅広い世代の市民や、企業、団体などが、様々な機会を通して、協働に関わることが必要。また、協働に取り組む団体の拡大や市民活動の活性化につながるよう、活動の支援制度の一層の周知や活用の促進が必要。
- 地域コミュニティへの参加のメリットをわかりやすく知らせ、参加を促すことが必要。また、地域コミュニティにおいて、高齢者が経験を活かして活動できる環境づくりや、高齢者と若い世代が連携し、担い手の育成や円滑な組織運営に取り組むことが大切。
- 町内会活動に関する市の相談窓口を、わかりやすく周知することが必要。
- 地域で活動する様々なコミュニティが、連携を進めていくことが必要。市は、コミュニティ同士の連携を促す支援に努めることが大切。

パブリックコメント制度 （第10条）

- 様々な機会を捉えて、パブリックコメント制度の周知に一層努めるとともに、意見を提出しやすくするなどして、制度の活用を促すことが必要。
- 意見の募集にあたり、募集案件の内容を広く周知するとともに、提出された意見の取り扱いなどについて、わかりやすく説明することが必要。

住民投票 （第11条）

- 社会情勢の変化や他自治体の状況などを踏まえながら、基本条例を点検する時期などに、帯広市における住民投票制度のあり方を確認することが大切。

情報共有 （第12～14条ほか）

- 市が保有する情報を適切に管理しながら、広報紙やホームページなど、様々な方法を活用して、市民にわかりやすく情報提供することが必要。また、市民が情報を得やすい環境づくりに努めることが必要。
- 地区懇談会やインターネット、広報紙などの積極的な活用により、市民と市が、双方向で対話できる機会を充実させることが必要。
- 財政状況や施策の実施状況など、まちづくりの取り組み状況や課題などを市民にわかりやすく知らせることが必要。

行政運営、国・道・他自治体との関係 （第15～23条）

- 地方自治法の改正により基本構想の策定義務が廃止されたが、市は、条例第15条第1項に基づき、引き続き、総合計画を策定することが必要。
- 市は、市民の防災意識の一層の向上を図るとともに、市民と連携し、地域における市民の自主的な防災活動を促していくことが大切。

条例の見直し （第24条）

- 市は、条例の内容や条例に基づく取り組みの状況などについて、市民にわかりやすく知らせるなどしながら、条例の一層の浸透を図るとともに、定期的な点検などを通して、取り組みの着実な実施やさらなる充実を図ることが必要。

帯広市まちづくり基本条例の見直しと 今後の取り組みについて

平成 23 年 11 月

帯広市

3 考え方に沿った取り組み方向の例

関係条項	今後の取り組みの考え方	取り組み方向の例（概要）	実施の見込み
総則、権利及び責務 （第1条～第6条）	○基本条例について、市民への周知や市職員の理解の促進に努めながら、基本条例の趣旨を踏まえたまちづくりを進めます。 ○人材育成推進プランの取り組みを進め、市民と協働のまちづくりに積極的に取り組む市職員の育成に努めます。	・様々な方法による基本条例の市民への周知や市職員の理解の促進	（実施中）
		・職員研修や人材そだち評価制度などを通じた市職員の育成の推進	（実施中）
参加機会の充実 （第7条）	○審議会やアンケート、意見交換会、パブリックコメントなどの参加方法を活用して、幅広い市民がまちづくりに参加できる機会の充実に努めるとともに、参加の方法に関する基準を設けるなど、市民参加の仕組みをつくります。 ○市民参加を行う案件の内容などに応じて、関係する町内会や企業、団体などへの周知や働きかけを進めます。 ○市民参加に関する情報の充実に努めるとともに、ホームページや広報紙など、様々な方法により情報の提供を行います。	・審議会に関する各種指針の周知徹底による、女性委員、公募委員、青年層委員などの登用の推進	（実施中）
		・市民が参加しやすい広聴活動の推進	（実施中）
		・市民参加手続きの対象とする事項に関する基準づくり	早期に実施
		・目的に応じた参加方法の選択や複数の方法の組み合わせの基準づくり	早期に実施
		・参加手続きの実施にあたり、関係する町内会や企業、団体などへの周知や働きかけの推進	早期に実施
		・参加の方法や時期、参加対象事業の内容など、市民参加に必要な情報の適切な提供の推進	早期に実施
		・ホームページや広報紙において、市民参加に関する情報の集約的な提供の推進	5年以内に実施
協働の推進 コミュニティ活動 （第8条～第9条）	○市民協働の考え方や事例、市民団体の活動状況などに関する情報の集約や発信を一層進めます。 ○協働で取り組む事業の目的や内容に応じて、企業や団体を含む幅広い層の市民との連携に努めます。 ○市民提案型協働のまちづくり支援事業など、市民活動を支援する制度の一層の周知を図るとともに、使いやすい制度となるよう検討するなどして、制度の利用促進を図ります。 ○町内会組織などと連携しながら、地域コミュニティやコミュニティ活動に関する情報をわかりやすく知らせます。 ○高齢者がコミュニティ活動などに参加し、活動できる環境づくりについて検討するほか、町内会組織などと連携しながら、地域コミュニティにおける担い手の確保や育成のあり方などについて検討します。	・ホームページや広報紙による、市民活動団体や町内会の活動状況や市民協働事例などの情報発信	（実施中）
		・市民協働指針の内容見直し検討、市民への周知	早期に実施
		・市民協働による事業の内容や協働の成果などのわかりやすい周知	早期に実施
		・市民協働指針や協働マニュアルの活用の促進	（実施中）
		・企業や団体との協働事例の集約と積極的な周知	5年以内に実施
		・協働に取り組む企業などへの支援策の検討	5年以内に実施